

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：釧路市水道事業会計

事業名	①末端給水事業②簡易水道事業〔上水道事業〕		
事業開始年月日	大正13年7月13日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	釧路市	職員数※(H19. 4. 1現在)	102名
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	95円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	16,496
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	1,230
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.481(H18)
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	17.0(H19)
		経常収支比率※(%)	94.7(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年10月11日 合併前市町村：釧路市・阿寒町・音別町] 平成17年10月11日 上水道事業(釧路)と簡易水道事業(阿寒)の企業会計統合(法適用)及び上下水道部として組織統合 平成19年4月1日 簡易水道事業特別会計(音別)を簡易水道事業の企業会計(法適用)に統合

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	釧路市公営企業管理者 藪田 守
既存計画との関係	釧路市集中改革プラン（平成18年度～22年度）釧路市水道事業財政計画（平成20年度～23年度）
公表の方法等	広報くしろ及びホームページでの公表・市議会常任委員会への報告
基本方針	釧路市の水道事業は、給水収益の減収が続いていることに加え、基幹施設が再構築の段階を迎えていることから、今後の施設整備に多額の資金投資が見込まれているところであり、水道事業の健全財政を維持していくため、平成23年度までの5年間は施設の再構築に備えた財政基盤強化の期間とし、更なる事業の計画的執行によるコスト削減に努めるとともに総合的な経営改革を推し進めることとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,647	724	641	3,013
	補償金免除額	216	167	107	490
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	620	294	199	1,113

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	1,326,256	695,801	536,714	2,558,771
	簡易水道事業債	320,831	28,421	104,689	453,941
合 計 (A)		1,647,087	724,222	641,403	3,012,712
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	595,107	280,402	198,708	1,074,217
合 計 (A)		595,107	280,402	198,708	1,074,217
※ 上 記 の う ち 一 般 会 計 負 担 分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市水道事業は、3市町合併に伴い総配水量の90%を供給する旧釧路市の水道事業のほか、阿寒、阿寒湖畔、音別簡易水道事業等6事業を運営するものであるが、それぞれが飛び地や山岳地など、事業運営条件が大きく異なっており、また、施設設備については、通水開始80年、水道事業の愛国浄水場と阿寒湖畔簡水の浄水場が建築後50年を経過し、配水管路についても経年劣化が進んでいることなどから、維持管理の段階から改修更新の段階へと既に移行している。</p> <p>一方、財務状況は、健全財政の堅持に最大限努めてきたところであり、平成18年度末において内部留保資金13億円を確保しているが、人口減少や地域経済の状況などから給水収益の減少基調が続いており、加えて水道基幹施設の再構築に向けた多額の資金投資が見込まれていることなどから、今後は極めて厳しい財政運営が予測されている。特に、愛国浄水場については、耐震強度不足が判明し、最低限耐震補強のみを実施するとしても年間給水収益の2倍、80億円超の投資が見込まれるが、地震多発地帯でもあることから早期に適切な対応が求められており、そのための更なる経営基盤の強化が必要となっている。</p>
経営課題	<p>課題 ① 水道基幹施設等の再構築</p> <p>釧路地区唯一の愛国浄水場は耐震強度不足が判明し、仮に補強のみを実施するとした場合、最低でも年間給水収益の2倍、80億円強の多額の投資が見込まれているが、早期の再構築等に向けた適切な対応と更なる経営基盤の強化が最重要課題となっている。</p> <p>課題 ② 水道基幹施設等の老朽化対策の推進</p> <p>安定給水を継続的に確保するため、老朽化対策や耐震性確保の面からも老朽鑄鉄管の計画的更新や残存する石綿セメント管(15km)の早期解消が求められており、基幹施設の浄水場についても改修更新段階を迎えていることから、計画的更新を図るための投資規模の拡充が必要である。</p> <p>課題 ③ 給与水準・定員管理の適正合理化</p> <p>釧路市集中改革プランに基づく事業の再点検、定員の適正化等を確実に推進するとともに、給与の独自削減を実施するなど総人件費の更なる抑制を図り、経営基盤をなお一層強化する必要がある。</p> <p>課題 ④ サービス供給コストの節減合理化</p> <p>水道施設設備の老朽化や技術的側面から現在の施設では民間委託化は困難な状況にあるが、営業体制等総合的な見地から民間委託化を推進するとともに、事業運営の更なる効率化と維持管理総費用の縮減を図る必要がある。</p> <p>課題 ⑤ 料金水準の継続実施</p> <p>現行料金体系は平成12年度に改定率7.4%の引き上げを実施し、供給単価は有収水量密度が低いこともあり平成18年度187.3円(類団17年度162.8円)と高い水準にあるが、今後の投資増加傾向も勘案し、現行水準を継続実施する必要がある。また、利用者間の負担公平の観点からも収入率向上の取り組みが必要である。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

※平成14年度～18年度音別簡易水道事業、19年度以降は法適用に統合

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	96	69	69	64	53						
	(1) 営 業 収 益 (B)	70	55	54	48	45						
	ア 料 金 収 入	56	54	53	47	44						
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	14	1	1	1	1						
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	26	14	15	16	8						
	ア 他 会 計 繰 入 金	12	14	14	14	8						
	イ そ の 他	14		1	2							
	2 総 費 用 (D)	91	55	56	66	48						
	(1) 営 業 費 用	61	35	38	47	33						
ア 職 員 給 与 費	24	14	14	13	12							
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他	37	21	24	34	21							
(2) 営 業 外 費 用	30	20	18	19	15							
ア 支 払 利 息	19	19	18	18	15							
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他	11	1		1								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	5	14	13	-2	5							
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	9	53	34	57	50						
	(1) 地 方 債		30									
	(2) 他 会 計 補 助 金	9	10	34	57	50						
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		13									
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	20	65	50	56	34						
	(1) 建 設 改 良 費	11	56	31	15	2						
ウ ち 職 員 給 与 費												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	9	9	19	41	32							
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-11	-12	-16	1	16							

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率(法適用)	(%)	103.6	100.4	106.6	105.8	99.7	100.5	103.1	99.4	98.5	97.6	
料金回収率(法非適用)	(%)	78.4	96.6	79.1	48.1	60.5	-	-	-	-	-	
総収支比率(法適用)	(%)	108.4	105.0	112.3	112.4	106.7	106.4	108.9	106.0	104.3	103.3	
経常収支比率(法適用)	(%)	108.3	105.1	112.4	112.4	106.7	106.4	108.9	106.0	104.3	103.3	
営業収支比率(法適用)	(%)	138.2	131.6	140.7	138.9	128.0	127.2	127.7	121.0	118.3	117.2	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	96.0	107.8	92.0	59.8	66.3	-	-	-	-	-	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	1.5	1.4	1.2	1.1	1.4	1.5	0.8	2.0	0.9	0.8
	うち基準内繰入金	(%)	1.2	1.1	1.0	0.9	1.2	1.1	0.8	1.1	0.9	0.8
	うち基準外繰入金	(%)	0.3	0.4	0.2	0.2	0.2	0.4	0.0	0.9	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.1	0.1	0.2	0.2	0.0	0.4	0.0	0.7	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	4.1	4.2	8.1	11.0	18.2	15.8	17.2	3.6	8.7	6.9
	うち基準内繰入金	(%)	2.8	3.4	2.8	3.8	6.5	2.3	2.9	2.4	6.1	4.8
	うち基準外繰入金	(%)	1.3	0.7	5.3	7.2	11.6	13.5	14.4	1.2	2.6	2.2
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・算定期間を4年間とし、資金ベースにて料金算定(平成12年度料金改定、改定率7.4%) ・家用水道料金は現在3,136円(20m³/月)となっており、全国同規模平均2,614円を上回っている。 ・今後の料金収入は、人口の減や節水型社会の進行、地域経済の厳しい動向などを踏まえると減収が続くと見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・基準内繰入金は、消火栓等に要する経費・簡易水道の建設改良に要する経費について、総務省通知に基づくルールにより見積もった。 ・基準外繰入金は、過疎債元利償還金・簡易水道事業における収支不足について、一般会計とのルールに基づき見積もった。 ・出資金は、上水道事業の合併による建設改良の増嵩経費(合併特例債分)。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模投資については、耐震強度が不足している愛国浄水場をはじめとする基幹施設の耐震化と再構築に80億見込んでいる。 ・老朽鑄鉄管及び石綿セメント管の更新は、いずれも老朽化対策と耐震性確保の面から計画的に整備を進める。 ・地震災害対策等の充実を図るため、緊急貯水槽の設置、給水タンクの増強、緊急遮断弁の設置など整備を進める。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・給水収益の減少基調が続いている財政状況にあるが、更新段階にある水道施設の整備や愛国浄水場などの基幹施設の再構築について着実に取り組む必要がある。このためコストの縮減を図り、行財政改革の推進など更なる経営努力を図る。 ・今後の水道事業の運営にあたっては、経営情報などの公開を進め、市民の理解と協力をもとめる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>・集中改革プラン進捗状況(公営企業等会計17年度874名～22年度838名にうち上水道17年度102名～22年度96名))</p> <p>・15年度 6名減(業務体制の見直し等)</p> <p>・17年度 6名減(業務体制の見直し)</p> <p>・20年度以降 6名減(民間委託の拡大、総合的業務の見直しなどにより定数削減を図る)。集中改革プランのとおり達成見込みである。</p> <p>国家公務員の給与に準拠することを原則としているが、厳しい財政状況を踏まえ、給与の独自削減に取り組んでいる。</p> <p>・特別職(公営企業管理者)～給料▲12%(平成20年3月まで)、期末手当 各期▲0.2ヶ月分(平成19年12月まで)</p> <p>・一般職～ 給料▲2.5%～▲5.4%(平成23年3月まで)、期末手当 各期▲0.2ヶ月分(平成21年6月まで)</p> <p>管理職手当 課長以上▲20%、課長補佐▲10%(平成20年3月まで)、期末手当役職加算率 課長以上▲20%(15%⇒12%)(平成21年6月まで)</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成19年4月より給与構造の見直しを実施するとともに、退職手当制度についても国家公務員と同様の制度へ改正済。特殊勤務手当については、18年度の総務省の見直しに基づいて是正を行っている。</p> <p>該当なし</p> <p>退職時特別昇給については平成17年4月に廃止済。退職手当制度についても平成19年度より国家公務員と同様の制度へ改正済。</p> <p>健保組合(北海道市町村共済組合)に対して、事業主負担割合の適正化等に向けて要望している。また、互助会事業についても毎年見直しを行っており、今後も補助金の削減に努めていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・事務事業の見直し ①組織的業務体制の見直し(15年度) ②上下水道部組織統合(16年度)</p> <p>③釧路市・阿寒町・音別町との新設合併(17年度)</p> <p>④会計統合(音別簡易水道事業の企業会計化)(19年度) ⑤料金システム統合(19年度)</p> <p>・維持管理費の削減 ①集中改革プランに基づく物件費等の削減</p> <p>・民間委託については、検針業務の委託・未納金徴収業務の委託・阿寒浄水場及び貝塚配送水場の管理業務委託・簡水施設の巡視管理業務などが実施されている。</p> <p>・PFIについては、愛国浄水場などの更新計画の立案に合わせて検討すべき課題としているが、老朽化施設を運営していくことが大変むずかしいと思われる。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・現行料金は、平成12年度に改定率7.4%の引上げを実施し、家事用料金は3,136円(20㎡/月)と類似団体2,614円より高水準なっているが、今後の投資増加傾向を勘案し、現行料金体系を継続する。 ・供給単価187.3円(類団162.8円)、給水原価190.0円(類団166.7円)、料金回収率98.6%(類団97.7%)となっており、類団と比べ効率的な運営がされているが、更なる経営の効率化を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	<p>公開方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路市ホームページ ・釧路市広報誌「広報くしろ」 <p>公開情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路市の財政 ・水道事業の概況 ・予算決算の状況 <p>・13年度～16年度 事務事業評価の実施 合併により新市の事務事業評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19年度 事務事業評価の試行 ・20年度 事務事業評価の実施、政策評価の試行 ・21年度 政策評価の実施
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ収納(16年度)、郵政公社収納(18年度)、クレジット払い収納や口座振替の毎月収納を検討し、市民サービス及び収納率の向上を図る。 ・収納率アップに努める。(19年度以降5ヶ年で1%アップ目標) ・財政制度の積極的活用に努める。(補助金・合併特例債など) ・建設コスト縮減の取り組み(10年度) ・公庫資金の臨時特例措置(高金利対策分)制度の活用による利子負担の軽減を図る。(17年度から)

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し等による職員数の減(平成14年度～18年度11名減、20年度2名減、21年度4名減) ・独自削減 給与平均3.6%(19年度～22年度)、期末手当各期0.2ヶ月削減(平成19年6月～21年6月)、管理職手当の削減
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・集中改革プランに基づく維持管理費の縮減 ・建設コストの縮減及び支給材仕様変更による縮減 ・事務事業の見直し ・民間委託の推進 ・現行の料金体系の維持
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準外繰入金は、簡易水道事業における一般会計との取り決めにて、経費の性格上負担すべき内容となっているが、収支不足額については、経営の効率化を図り、一層の経費縮減に努める。 ・22年度より簡水事業を上水事業に統合し、更なる効率化を図る。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率向上対策 ・未納整理員の増(19年度より1名増)、滞納管理システムの導入、悪質滞納における給水停止の強化、クレジット払い収納や口座振替の毎月収納を検討する。 ・財政制度の積極的活用(補助金・合併特例債など) ・公庫資金の臨時特例措置(高金利対策分)制度の活用による利子負担の軽減。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	計画前5年間 実績	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計画合計	
		(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算)		(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
【収入の確保】														
4	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
4	未収金の徴収対策(収納率)	92.7%	92.4%	92.1%	92.0%	91.8%		92.0%	92.3%	92.7%	92.7%	92.7%		
	改善額						0	12	23	38	38	38	149	
4	一般会計負担金の額	112	98	100	137	182		573	464	190	146	149		
	改善額(負担金の確保等)			2	37	45	84	391				3	394	
4	資産の有効活用	土地売却益												
	改善額(収入増額)	10					10						0	
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
1	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	901	842	811	786	794		782	745	720	731	745		
	改善額	0	62	76	129	121	388	42	53	60	51	31	237	
	給与水準	486	446	423	414	428		424	403	384	388	399		
	改善額		4	18	18	10	50	16	16	16	16	16	64	
	その他(各種手当)	415	396	388	372	366		358	342	336	343	346		
	改善額		9	9	13	13	44	26	26	16	7	3	78	
	職員数削減による人件費													
	改善額		49	49	98	98	294		11	28	28	28	95	
	職員給与費(退職手当)	91	172	27	107	77		102	0	63	155	159		
1	職員数(人)	113	107	108	102	102		102	100	96	96	96		
	増減数(人)	0	-6	1	-6	0	-11	0	-2	-4	0	0	-6	
2	維持管理費等	1,145	1,145	1,096	1,065	1,202		1,115	1,204	1,268	1,194	1,160		
	改善額(適正化)	15	22	22	22	22	103	17	27	27	27	27	125	
2	工事コスト※2	1,595	1,431	1,072	1,072	1,083		1,863	2,258	1,958	1,731	2,275		
	改善額(縮減額)	12	9	6	6	6	39	26	36	42	34	38	176	
4	その他(公庫資金借換効果)				227	204		196	191	176	161	147		
	改善額				5	9	14	6	30	39	33	28	136	
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	増減													
	企業債現在高	19,053	18,614	17,913	17,123	16,496		16,399	16,545	16,571	16,478	16,800		
	増減	-159	-439	-701	-790	-627		-97	146	26	-93	322		
							計画前5年間改善額 合計						改善額 合計	1,217

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

- ※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
- ※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
- 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 490

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	201	199	198	196	195	194	190	187	185	183
年間総有収水量 (千 m^3)	22,116	21,783	21,665	21,292	21,088	21,022	20,761	20,629	20,469	20,334
公称施設能力 (m^3 /日)	101,255	101,244	101,244	101,244	101,244	101,244	101,244	101,244	101,244	101,244
1日最大配水量 (m^3 /日)	79,574	82,956	77,968	76,504	76,681	75,469	73,944	72,532	71,073	69,652
最大稼働率 (%)	79	82	77	76	76	75	73	72	70	69
供給単価(法適用) (円/ m^3)	189	189	189	189	187	187	187	188	188	188
給水原価(法適用) (円/ m^3)	185	190	179	181	190	188	185	191	193	195
供給単価(法非適用) (円/ m^3)	214	209	210	197	169	-	-	-	-	-
給水原価(法非適用) (円/ m^3)	302	245	294	438	310	-	-	-	-	-

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

1 統合計画の概要

釧路市が水道施設として一元的に管理・運営している釧路市上水道事業、山花・阿寒・阿寒湖畔・音別簡易水道事業、二俣飲料水供給施設について全て事業統合する。
なお事業統合に当たって連絡管布設等の施設整備は行わず、水道事業認可変更のソフト統合とする。

2 事業統合計画

平成19年度 音別簡易水道事業特別会計を釧路市水道事業会計へ会計統合。平成20年度 各簡易水道施設現況・資産等の調査及び認可変更にかかる事前協議。平成21年度 認可変更申請。